

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】<傷害補償(MS&AD型)>

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

ケガに関する補償

■被保険者の範囲

ケガに関する補償の被保険者は、被保険者の範囲に関する特約（「家族型への変更に関する特約」をいいます）のセット有無により次の表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、ケガの原因となった事故が発生した時におけるものをいいます。

セットされる特約	補償の対象となる方		
	ご本人※1	配偶者※2	親族
①被保険者の範囲に関する特約がセットされない場合	○	—	—
②「家族型への変更に関する特約」がセットされる場合	○	○	○※3

- ※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。
- ※2 ご本人の配偶者をいいます。
- ※3 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※4」または「別居の未婚※5の子」をいいます。
- ※4 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
- ※5 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

■傷害補償(MS&AD型)特約の補償内容

被保険者（補償の対象となる方）が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。
 ※ ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
 (注) 既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。
 (注) 「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 ※ 保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波※2 ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3 ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動車セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 「天災補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × 約款所定の保険金支払割合(4%~100%) ※ 保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故 ② 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故 ア. 乗用具(※1)を用いて競技等(※2)をしている間(ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車をを用いて道路上で競技等(※2)をしている間」を除きます)
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。	傷害入院保険金日額 × 入院日数 ※ 傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券に記載された傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。	
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象なりません。 ・ 創傷処理 ・ 皮膚切開術 ・ デブリードマン ・ 骨または関節の非観血的または徒手の整復術、整復固定術および授動術 ・ 抜歯手術 ・ 歯科診療固有の診療行為 ② 先進医療(※1)に該当する診療行為(※2) (※1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 傷害入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 傷害入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。 ・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・ 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
	施設基準に適合する病院等において行われるものに限りますので、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 (*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります(診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与(全身・局所)、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます)。	術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません(欄外のお支払例をご参照ください)。	イ. 乗用具(*1)を用いて競技等(*2)を行うことを目的とする場所において、競技等(*2)に準ずる方法・態様により、乗用具(*1)を使用している間(ウ. に該当しない「道路上で競技等(*2)に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車を使用している間」を除きます) ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を用いて競技等(*2)をしている間または競技等(*2)に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を使用している間 ③被保険者が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 (*1) 乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。 (*2) 競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院(往診を含みます)した場合 ※ 治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	傷害通院保険金日額 × 通院日数 ※ 傷害通院保険金の免責期間の満了日の翌日からその日を含めて傷害通院保険金の支払対象期間内の通院を対象とし、1事故につき、保険証券に記載された傷害通院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	など

支払対象期間：傷害入院保険金、傷害通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券に記載された期間をいい、この期間内の入院、通院についてのみ保険金をお支払いします。

手術保険金支払対象期間：事故の発生の日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

〔手術保険金お支払例〕

超音波骨折治療法を3回受けた場合



- ・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。
- ・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

お支払いする保険金および費用保険金のご説明【団体総合生活補償保険】〈MS&A D型〉

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)をご参照ください。

疾病に関する補償

■ 疾病補償特約の補償内容

1. 被保険者が疾病(病気といえます)を発病し、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術を受けた場合に保険金をお支払いします。

※ 入院には美容整形、病気の治療処置を伴わない検査等のための入院を含みません。

2. 被保険者は保険証券に被保険者として記載された方となります。

(注)「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	発病した病気の治療を目的として入院し、その入院が疾病入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合 ※ 入院を開始した日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。	疾病入院保険金日額 × 入院日数 ※ 疾病入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1入院につき、保険証券に記載された疾病入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※ 退院した日からその日を含めて180日以内に医学上重要な関係により再入院した場合は、前の入院とあわせて1入院となり、疾病入院保険金の支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了日の翌日となります。	(1) 保険期間の開始時(継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時)より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。※1 (2) 次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用 (3) むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※3に対しては保険金をお支払いできません。 (4) 次のいずれかによる病気に対して
疾病手術保険金	次のいずれかに該当する場合 ① 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として手術を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として手術を受けた場合 ※ 手術とは、次の診療行為をいいます。	1回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 疾病入院保険金日額 × 10 ② 上記①以外の手術 疾病入院保険金日額 × 5 ※ 入院中とは、病気の治療のために入院している間をいいます。 ※ 手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。	

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合									
	<p>①公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 創傷処理 皮膚切開術 デブリードマン 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 抜歯手術または歯・歯肉の処理に伴う手術その他歯科診療固有の診療行為 美容整形上の手術 病気を直接の原因としない不妊手術 診断、検査（生検、腹腔(鏡)検査等）のための手術 吸引および穿刺などの処置 神経ブロック 抜釘術 屈折異常に対する手術 <p>②先進医療(*1)に該当する診療行為(*2)</p> <p>(*1) 手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>(*2) 治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。</p>	<p>・ 保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。</p> <p>・ 1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</p> <p>・ 一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません（*）。</p> <p>（*）体外衝撃波胆石破砕術の例</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">○手術</td> <td style="text-align: center;">×手術</td> <td style="text-align: center;">○手術</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">▼</td> <td style="text-align: center;">▼</td> <td style="text-align: center;">▼</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10月1日</td> <td style="text-align: center;">10月10日</td> <td style="text-align: center;">10月25日</td> </tr> </table> <p>・ 10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。</p> <p>・ 10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。</p>	○手術	×手術	○手術	▼	▼	▼	10月1日	10月10日	10月25日	<p>は保険金をお支払いできません。</p> <p>①被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気</p> <p>②被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じよく期の異常を含みません。</p> <p>(5) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病補償対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券に記載された病気に対しては保険金をお支払いできません。</p> <p>※1 被保険者が発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したものであるとして保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>
○手術	×手術	○手術										
▼	▼	▼										
10月1日	10月10日	10月25日										
<p>放射線治療保険金</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <p>①疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合</p> <p>②上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合</p> <p>※ 放射線治療とは、次の診療行為をいいます。</p> <p>①公的医療保険制度において放射線治療料の対象となる診療行為。ただし、放射線の照射を行うものについては、その総量が50グレイ以上となる場合に限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>②先進医療(*)に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為</p> <p>(*) 放射線治療を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p>	<p>1回の放射線治療について次の額をお支払いします。</p> <p style="text-align: center;">疾病入院保険金日額 × 10</p> <p>※ 放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <p>・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。</p> <p>・ 保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません。</p>										
<p>疾病通院保険金</p>	<p>疾病入院保険金をお支払いする場合において、退院した日の翌日からその日を含めて疾病通院保険金の支払対象期間（180日）内に、その入院の原因となった病気の治療を目的として通院（往診を含みます）したとき</p>	<p style="text-align: center;">疾病通院保険金日額 × 通院日数</p> <p>※ 1入院につき、通院日数は、通算して保険証券に記載された疾病通院保険金の支払限度日数が限度となります。</p> <p>※ 退院したその日からその日を含めて180日以内に医学上重要な関係により再入院した場合は、前の入院とあわせて1入院となります。</p>										

支払対象期間：疾病入院保険金、疾病通院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券に記載された期間をいい、この期間内の入院・通院についてのみ保険金をお支払いします。

疾病手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

疾病放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

その他の費用の補償

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

■ その他の費用等に関する特約の補償内容 <ご自身に対する補償に関するもの>

- 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者	親族※2
携行品損害補償特約		○	○※3	○※3
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約（団体総合生活補償保険用）		○	—	—
救護者費用等補償特約		保険契約者、救護対象者※4および救護対象者※4の配偶者・親族※5		
緊急費用補償特約（特定親族補償用）		○	—	—

※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

※2 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※5」または「別居の未婚※6の子」をいいます。

※3 ケガに関する補償で被保険者となる場合に限り、被保険者となります。

※4 ケガに関する補償において被保険者となる方をいいます。

※5 6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※6 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害補償特約 補償重複	携行品損害保険金	<p>被保険者が居住する住宅（敷地を含みます）外において、偶然な事故により、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品（保険の対象）に損害が発生した場合</p> <p><補償対象外となる主な身の回り品></p> <p>①株券、手形、定期券、印紙、切手その他これらに類する物。ただし、定期券以外の乗車券等および通貨等については補償対象となります。</p> <p>②預貯金証書、キャッシュカード、クレジットカードその他これらに類する物</p> <p>③パスポートその他これらに類する物</p> <p>④稿本（本などの原稿）、設計書、図案、帳簿その他これらに類する物</p> <p>⑤船舶、自動車、原動機付自転車、自転車およびこれらの付属品</p> <p>⑥被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等を行います）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具</p> <p>⑦義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類する物</p> <p>⑧動物および植物 など</p>	<p>損害の額 - 免責金額(*) (3,000円)</p> <p>(*) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※ 保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。</p> <p>※ 損害の額は、修理費または保険価額を基準に決定します。</p> <p>※ 損害の額には損害の発生または拡大を防止するために要した費用等を含み、保険価額が限度となります。</p> <p>※ 保険価額とは、再調達価額(*1)から使用による消耗、経過年数等に応じた減価額(*2)を差し引いた額をいいます。(※3)</p> <p>(*1) 損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。</p> <p>(*2) 保険の対象が現に使用されている場合に十分な維持・保守管理がされているときは、再取得するのに必要な金額の50%を限度とし、使用されていない場合や十分な維持・保守管理がされていない場合は、再取得するのに必要な金額の90%を限度とします。</p> <p>(*3) 保険の対象が貴金属、宝玉石、宝飾品、骨董、彫刻物等美術品の場合は、その保険の対象と同等と認められる物の市場流通価額をいいます。</p> <p>※ 保険金をお支払いする損害の額は、1事故につき、携行品1個、1組または1対あたり10万円（乗車券等または通貨等は合計5万円）が限度となります。</p> <p>※ 携行品が盗難にあった場合は、警察等への届け出が必要となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <p>・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*</p>	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>③戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※</p> <p>④地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑤核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑥上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑦差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。</p> <p>⑧保険の対象の欠陥</p> <p>⑨保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等</p> <p>⑩保険の対象の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみ、落書き等外観上の損傷または汚損であつて、保険の対象ごとにその保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないもの</p> <p>⑪偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的事故・機械的事故。ただし、これらにより発生した火災による損害を含みません。</p>

特 約 名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 (*1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。	⑫保険の対象である液体の流出。ただし、他の保険の対象に発生した損害を含みません。 ⑬保険の対象の置き忘れ・紛失 ⑭磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる方法により情報を記録しておくことができる物または機器に記録された情報のみに発生した損害 など ※ テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。
ホールインワン・アルパトロス費用補償特約 (団体総合生活補償保険用) 補償重複	ホールインワン・アルパトロス費用保険金	アマチュアゴルファーである被保険者が保険期間中に日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルパトロスを達成した場合に、慣習として負担する費用(実費)をお支払いします。 保険金お支払いの対象となるホールインワンまたはアルパトロスは、日本国内のゴルフ場において、同伴競技者1名以上とパー35以上の9ホール(ハーフ)を正規にラウンドした場合のもので、次の①および②の両方が目撃(注)したものに限ります。 ①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者(具体的には次の方をいいます) 同伴キャディ、ゴルフ場使用人、ワン・オン・イベント業者、ゴルフ場で工事中の造園業者、先行・後続組のプレーヤー、ゴルフ場内の売店運営業者など	ホールインワン・アルパトロス費用の額 <ホールインワン・アルパトロス費用> ①贈呈用記念品購入費用。ただし、次の購入費用を含みません。 ア. 貨幣、紙幣 イ. 有価証券 ウ. 商品券等の物品切手 エ. プリペイドカード(ホールインワンまたはアルパトロスを達成を記念して特に作成したプリペイドカードは贈呈用記念品に含まれます) ②祝賀会費用 ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他、ホールインワン・アルパトロス費用保険金額の10%以内のホールインワン・アルパトロス達成記念メニュー作成費等慣習として支出することが適当である費用 ※ 1事故につき、ホールインワン・アルパトロス費用保険金額が限度となります。 ※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、支払限度額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、支払限度額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 (*1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 (*2) この保険契約および他の保険契約等の支払責任額のうち最も高い支払責任額を支払限度額とします。 この費用を補償する他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)に複数ご加入されても、お支払いする保険金の額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額が限度となります。それぞれの保険契約等から重複して保険金をお支払いできませんのでご注意ください。	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①日本国外で達成したホールインワンまたはアルパトロス ②ゴルフ場経営者がその経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス ③ゴルフ場の従業員等が実際に勤務しているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルパトロス など
救援者費用等補償特約 補償重複	救援者費用保険金	救援対象者が次のいずれかに該当し、被保険者が救援者費用等を負担したことによって損害を被った場合 ①救援対象者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合 ②急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要する状態となったこ	救援者費用等の額 <救援者費用等> 被保険者が負担した次の①から⑤に掲げる費用のうち、合理的かつ妥当と認められるものをいいます。 ①捜索救助費用 ②現地へ赴く交通費(救援者2名分・1往復分限度) ③宿泊料(救援者2名分・1名につき14日分限度)	次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、救援対象者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ②救援対象者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③救援対象者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア. 法令に定められた運転資格を

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>とが警察等の公の機関により確認された場合</p> <p>③救援対象者が、常時居住する住宅（敷地を含みます）外における急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に、死亡した場合または継続して14日以上入院した場合</p>	<p>④救援対象者の移送・移転費用</p> <p>⑤諸雑費（日本国内3万円限度、国外20万円限度）</p> <p>※ 保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。</p> <p>※ 第三者からの損害賠償金がある場合はその額を差し引いてお支払いします。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*）の合計額が、損害の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（*） 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*）を限度とします。 <p>（*）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>④救援対象者の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>⑤救援対象者の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の救援対象者に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦救援対象者に対する刑の執行</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑨地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑫救援対象者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p> <p>⑬むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2</p> <p>⑭細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 救援対象者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>
<p>緊急費用補償特約（特定親族補償用）</p> <p>補償重複</p>	<p>緊急費用保険金</p>	<p>特定親族が急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、次のいずれかに該当し、被保険者が交通費等の費用を負担したことによって損害を被った場合</p> <p>①事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合</p> <p>②事故の発生の日からその日を含めて180日以内に継続して14日以上入院した場合</p> <p>※ 特定親族とは、被保険者の配偶者、被保険者またはその配偶者の子または親をいいます。</p>	<p>緊急費用の額</p> <p><緊急費用></p> <p>被保険者が負担した次に掲げる費用のうち、合理的かつ妥当と認められる額</p> <p>①現地へ赴く交通費（1往復分限度）</p> <p>②宿泊料（14日分限度）</p> <p>※ 保険期間を通じ、緊急費用保険金額が限度となります。</p> <p>※ 第三者からの損害賠償金がある場合はその額を差し引いてお支払いします。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（*）の合計額が、損害の額を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額（*） 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（*）を限度とします。 <p>（*）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<p>次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>①保険契約者、被保険者、特定親族または保険金受取人の故意または重大な過失</p> <p>②特定親族の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③特定親族が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア．法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>イ．道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>ウ．麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>④特定親族の脳疾患、病気または心神喪失</p> <p>⑤特定親族の妊娠、出産、早産または流産</p> <p>⑥保険金をお支払いすべきケガの治療以外の特定親族に対する外科的手術その他の医療処置</p> <p>⑦特定親族に対する刑の執行</p> <p>⑧戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑨地震もしくは噴火またはこれらに</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
				よる津波 ⑩核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 ⑫特定親族が山岳登山(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます)、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑬むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ⑭細菌性食中毒・ウイルス性食中毒など ※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 特定親族が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

■ その他の費用等に関する特約の補償内容 <相手に対する補償に関するもの>

補償重複マークがある特約をセットされる場合のご注意

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者が偶然な事故により被った損害に対して保険金をお支払いします。
- 被保険者は下表の○印に該当する方となります。なお、ご本人と配偶者、ご本人または配偶者と親族の方との関係は、保険金をお支払いする事故等が発生した時におけるものをいいます。

特約	被保険者	ご本人※1	ご本人の配偶者	親族※2
個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用)		○	○	○
受託物賠償責任補償特約		○	○	○

(注) 被保険者が責任無能力者の場合、その方に関する事故については、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する親族を被保険者とします。

※1 保険証券に被保険者として記載された方をいいます。

※2 ご本人またはその配偶者の「同居の親族※3」または「別居の未婚※4の子」をいいます。

※3 親族とは、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。

※4 未婚とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任危険補償特約(賠償事故解決用) 補償重複	個人賠償責任危険補償保険金	被保険者が、次のいずれかの事故により、他人の身体の障害または他人の財物の損壊について法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ①被保険者ご本人の居住する住宅(敷地内の動産および不動産を含みます)の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②日常生活に起因する偶然な事故 ※ 住宅には、別荘等一時的に居住する住宅を含みます。	$\begin{matrix} \text{被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額} & + & \text{判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金} & - & \text{免責金額}(\ast) & - & \text{0円} \end{matrix}$ <p>(*) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※ 1事故につき、個人賠償責任危険補償保険金額が限度となります。</p> <p>※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。ただし、上記算式により計算した額が個人賠償責任危険補償保険金額を超える場合、示談交渉費用の一部および争訟費用は、上記算式により計算した額に対する個人賠償責任危険補償保険金額の割合を乗じた額をお支払いしま</p>	(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1 ③地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ④核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 (2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ②被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ③被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任 ④被保険者の使用人が被保険者の業務等に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任。ただし、使用人には家事使用人を含みません。 ⑤被保険者と第三者との間の約定に

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			<p>す。</p> <p>※ 日本国内において発生した事故により損害賠償の請求を受けた場合、引受保険会社は、被保険者からの申出があり、かつ、被保険者の同意が得られれば、被保険者のために被害者との示談交渉を引き受けます。ただし、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が個人賠償責任危険保険金額を明らかに超える場合、被保険者が正当な理由なく引受保険会社への協力を拒んだ場合または損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には、引受保険会社による示談交渉はできません。</p> <p>※ 被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 <p>(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>よって加重された損害賠償責任</p> <p>⑥ レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど他人から借りたり預かった財物自体の損害に起因する損害賠償責任</p> <p>⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任</p> <p>⑧ 被保険者による暴行等に起因する損害賠償責任</p> <p>⑨ ゴルフ・カート以外の自動車、モーターボート、猟銃等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</p> <p>など</p> <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。</p>
<p>受託物賠償責任補償特約</p> <p>補償重視</p>	<p>受託物賠償責任保険金</p>	<p>被保険者が受託し、管理する受託物が、次のいずれかの間に損壊・紛失または盗難により、その受託物の権利者に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合</p> <p>① 被保険者の居住する住宅（敷地を含みます）内に保管されている間</p> <p>② 日常生活中に一時的にその住宅外で管理されている間</p> <p>< 補償対象外となる主な受託物 ></p> <p>① 通貨、預貯金証書、株券、手形、印紙、切手、稿本（本などの原稿）、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物</p> <p>② 貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品その他これらに類する物</p> <p>③ 自動車、原動機付自転車、船舶、航空機およびこれらの付属品</p> <p>④ 鉄砲、刀剣その他これらに類する物</p> <p>⑤ 被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に用いられる用具</p> <p>⑥ 動物、植物等の生物</p> <p>⑦ 建物（付属設備を含みます）</p> <p>⑧ 門、塀または物置等の付属</p>	<p>被保険者が被害受託物について正当な権利を有する者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額</p> <p>+</p> <p>判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金</p> <p>-</p> <p>免責金額(*) (5,000円)</p> <p>被保険者が被害受託物について正当な権利を有する者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額</p> <p>(*) 支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p> <p>※ 保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額が限度となります。</p> <p>※ 被保険者が被害受託物について正当な権利を有する者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額は、被害受託物の時価額が限度となります。</p> <p>※ 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。ただし、上記算式により計算した額が受託物賠償責任保険金額を超える場合、示談交渉費用の一部および争訟費用は、上記算式により計算した額に対する受託物賠償責任保険金額の割合を乗じた額をお支払いします。</p> <p>※ 被保険者が被害受託物について正当な権利を有する者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額の決定については、事前に保険会社の承認が必要となります。</p> <p>※ 受託物が盗難にあった場合は、警察への届け出が必要となります。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額(*)</p>	<p>(1) 次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意</p> <p>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</p> <p>③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故</p> <p>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</p> <p>④ 被保険者に引き渡される以前から受託物に存在した欠陥</p> <p>⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</p> <p>⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</p> <p>⑦ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</p> <p>⑧ 上記⑦以外の放射線照射または放射能汚染</p> <p>⑨ 差押え・破壊等の公権力の行使。ただし、火災消防または避難に必要な処置である場合を含みません。</p> <p>⑩ 受託物に発生した自然発火または自然爆発</p> <p>⑪ 偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電氣的事故・機械的事故</p> <p>⑫ 自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、剥がれ、肌落ち、発酵、自然発熱またはねずみ食い、虫食い等</p>

特約名	保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		建物 など	<p>1)の合計額が、損害の額(*2)を超えるときは、下記の額を保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の保険契約等から保険金または共済金がお支払されていない場合は、この保険契約の支払責任額(*1) 他の保険契約等から保険金または共済金がお支払された場合は、損害の額(*2)から他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額(*1)を限度とします。 <p>(*1) 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p> <p>(*2) それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合には、そのうち最も低い免責金額を差し引いた残額とします。</p>	<p>⑬ 風、雨、雪、雹(ひょう)もしくは砂塵(さじん)等の吹込み、漏入によって発生した受託物の損壊</p> <p>(2) 次の損害賠償責任のいずれかを負担することによって被った損害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 被保険者の職務の用に供される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 被保険者と同居する親族※2に対する損害賠償責任 被保険者と第三者との間の約定によって加重された損害賠償責任 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 モーターボート、猟銃等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 受託物が委託者に引き渡された後に発見された受託物の損壊に起因する損害賠償責任 受託物が使用不能になったことに起因する損害賠償責任（収益減少に基づく損害賠償責任を含みません） 受託物について、通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に使用したことに起因する損害賠償責任など <p>※1 テロ行為によって発生した損害に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。</p>